

熱中症義務化

2025 年 6 月 1 日から、職場での熱中症対策が事業者にとって義務化されます。これまでは努力義務とされてきた熱中症対策が、法律で義務付けられ、違反した場合には罰則が科せられる可能性があります。特に、WBGT 値が 28℃以上、または気温が 31℃以上の環境下で、1 時間以上または 1 日 4 時間以上作業を行う場合は、対策が必須となります。

義務化の背景

近年の猛暑による熱中症による労働災害の増加、特に死亡災害の増加が深刻な状況を受け、労働者の安全と健康を確保するため、厚生労働省が労働安全衛生規則を改正した。

義務化の内容

事業者は、作業環境の温度や湿度を適切に把握し、熱中症のリスクを評価する必要があります。

熱中症の早期発見や重症化を防ぐための体制整備、対応手順の作成、関係者への周知が義務付けられます。

具体的には、WBGT 値や気温を測定し、基準値を超える場合は、冷房の活用、作業内容や場所の変更、休憩時間の確保、水分・塩分補給、通気性の良い服装、休憩場所の確保など、適切な対策を講じる必要があります。

罰則

熱中症対策を適正に行わなかった場合、6 ヶ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金が科せられる可能性があります。

対象となる作業

WBGT 値が 28℃以上、または気温が 31℃以上の環境下で、連続して 1 時間以上、または 1 日 4 時間以上作業を行う場合。

事業者の対応

作業環境の温度、湿度を把握し、熱中症のリスクを評価する。

熱中症の早期発見、重症化防止のための体制を整備する。

熱中症対策に関する手順を作成し、関係者に周知する。

従業員に対し、熱中症の危険性や対応策についての教育・周知を行う。

熱中症予防のための具体的な対策を講じる。

必要に応じて、医療機関への搬送手順も定めておく。

周知

労働安全衛生規則の改正内容や、事業者が講じるべき対策について、従業員に周知徹底する必要があります。